

平成23年度 中小企業関係税制改正結果(主要項目)

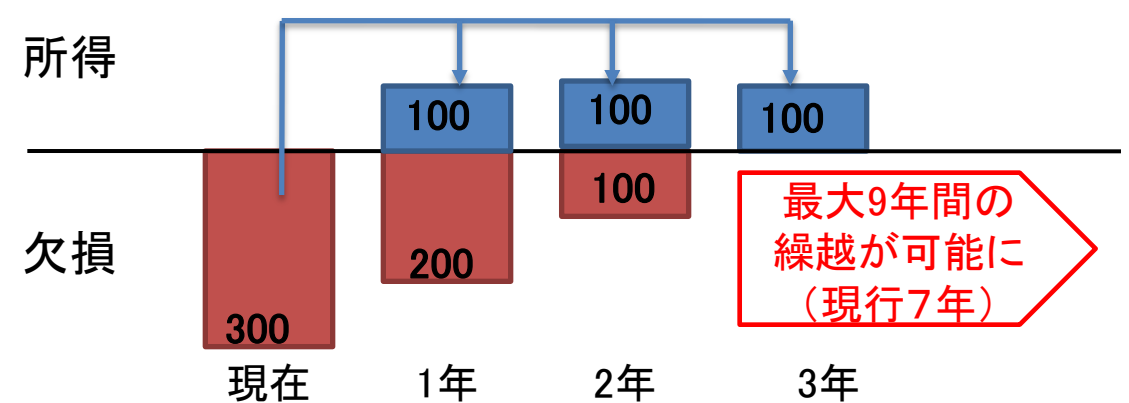
中小軽減税率・法人税率の引下げ

繰越欠損金制度の見直し

現在、中小企業は、年所得800万円以下の部分については18%の軽減税率が適用され、年所得800万円超の部分については30%の法人税の基本税率が適用される。軽減税率は15%に、基本税率は25.5%に引き下げ。

発生した損失(欠損金)は、7年後まで所得金額から差し引くことが可能。中小企業については、差し引くことができる金額を維持するとともに、9年後まで差し引くことができるよう変更。

区分		現行		改正後	
		H21年度 H22年度	H23年度 以降	H23年度 ~25年度	H26年度 以降
中小法人 (資本金1億円以下)	年所得が 800万円以下の部分 (軽減税率)	18%	22%	15%	19%
	年所得が 800万円超の部分 (基本税率)	30%		25.5%	



※平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用。

雇用促進税制の創設

グリーン投資減税の創設

中小企業が、従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合に、増加した従業員1人当たり20万円の税額控除ができる制度を新たに創設。【平成26年3月31日までの時限措置】

中小企業が、エネルギー起源CO2排出削減等に効果が見込まれる設備を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を適用できる制度を新たに創設。【平成26年3月31日までの時限措置】

＜具体例＞

＜対象設備の例＞

$$\left[\begin{array}{l} \text{当年度末} \\ \text{従業員数8名} \end{array} - \begin{array}{l} \text{前年度末} \\ \text{従業員数6名} \end{array} \right] \times 20\text{万円} = 40\text{万円の} \\ \text{税額控除} \\ \text{従業員2名増(33\%増)}$$

- ①省エネルギーの推進
(例: 高効率工業炉、ハイブリッド建設機械)
- ②非化石エネルギーの導入拡大
(例: 太陽光発電設備、風力発電設備)
- ③低炭素化
(例: 電気自動車、高効率ヒートポンプ)

※税額控除額は、法人税額の20%が限度。